**「間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」は見本を参照に作成下さい。**

**以下２枚目より**

**～～～　見本　～～～**

**『 注　意　事　項！』**

1. **赤字部分に記入漏れのないようにしてください。**
2. **別紙は　別紙１～別紙１０から、自社企業にあうものを、その中から選んで頂いて１枚だけ作成下さい。**
3. **【別記３】証明書の様式及び【別記４】取扱実績報告　は申請時には提出の必要がありません**

係る費用

初年度　２２，０００円

内　訳　　　認定料　　　　　１０，０００円

　　　　　　　　維持費として　　１２，０００円

次年度以降は　　維持費として　　１２，０００円

※木質バイオマス認定事業者がGHG関連事業者の手続きをする場合、初回は認定料を要します。(認定番号が変わります。)

【別記１】（申請書の様式）←　申請時には削除

**○間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書**

**○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書**

　　　　　（注○印：申請する申請書名のみを記載すること。以下、同じ）

令和〇〇年○月○日

一般社団法人　広島県木材組合連合会　様

　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒734-0014

広島市南区宇品西4-1-45

事業者の名称：広島県木連　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：代表取締役 広島　太郎　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　TEL：082-123-4567　FAX：082-123-4568

　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：abc@defg.hij.ne.jp

　貴団体の認定を得て

○間伐材チップであることの証明　　　　　　　　赤字部分は

○発電利用に供する木質バイオマスの証明　　　←必要なものだけ残して下さい

を行いたいので、

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

　今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

　　↑上記はGHG関連情報の収集・管理・伝達について認定申請する場合に記載

記

１　創業年、従業員数　：昭和５３年　　１０名

２　取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量　　　：(別添のとおり)

３　事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 ：(別添のとおり)

４　分別管理及び書類管理の方針（GHG関連情報の収集・管理・伝達を受ける場合

は、「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」）：(別紙のとおり)

５　業種に○印をつけてください。

　(↓部分に○印)

業種分類：1．素材生産 ２．原木流通 ３．製材 ４．木材加工（チップ、集成材、合板、その他木質ボード）

５．木材流通（製材品・木材加工品の流通）６．木材製品（文具、家具等）、７．紙、紙製品　８．その他

９．木材全般（１～５の業種）

６　そ　の　他　：（適宜作成）

(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

**別　添**

**２．取り扱う木材・木製品の主要品目：**

構造材、チップ、丸太　杉、桧

**年間取扱量： ３００ ㎥**

**３．事業所の敷地、建物の施設(土場、倉庫)の配置状況**

**( 敷地面積　㎡数を必ず入れて下さい )**

*N*

21ｍ

20ｍ

道路

道路

事務所

5ｍ

建材倉庫

15ｍ

12ｍ

木材置場

**別　紙　１　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(製材会社の場合は別紙１で作成)

広島県木連株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、役職　()　を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・製材加工に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・製材品等の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品等の保管に当っては、証明材を原料として製造した製材品等と、それ以外の木材を原料として製造した製材品等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　2　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

(木材流通、問屋の場合は別紙２で作成)

広島県木連　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品等の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、役職　()　を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・製材品等の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・製材品等の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・製材品等の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

・分別管理責任者は証明材及びそれ以外の木材に係る製材品等の入出荷量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　3　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(林業の場合は別紙３で作成)

広島県木連　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、役職　()　を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入手に当っては、伐採届けなどにより証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・原木の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

素材生産業の場合 丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合は次の項を加えてもよい

・証明材と他の木材が混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、証明材とその他の木材が混在しないよう分別管理をする。

(書類管理)

* 分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報告

として取り纏める。

* 証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切

に記載する。

* 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　4****申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

(市場の場合は別紙４で作成)

広島県木市場　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当市場において、原木及び当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、役職　()　を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木及び製材品の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・原木及び製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木および製材品の入出荷量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切 に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　５　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書　(例)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　(チップ業の場合は別紙５で作成)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇チップ株式会社

令和〇〇年〇月〇日作成

　本方針書は（一社）広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

・分別管理を適切に行うため、役職　()　を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木又は製材端材の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木又は製材端材の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・チップ加工に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップの出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

・チップの保管に当っては、証明材を原料として製造したチップと、それ以外の木材を原料として製造したチップが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　６　申請時には数字を削除してください**

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書　(例)

(製材会社のGHG事業者は別紙６で作成)

広島県木連株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は（一社）広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品等の取扱に当って適用する。

※代表者以外を任命してください。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、役職　〇〇〇（ 氏 名 ）分別管理責任者として定める。

分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・製材加工に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・製材品等の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品等の保管に当っては、証明材を原料として製造した製材品等と、それ以外の木材を原料として製造した製材品等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

　・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

　・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

　・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

　・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

(書類管理)

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　７　申請時には数字を削除してください**

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書　(例)

(木材流通、問屋のGHG事業者は別紙７で作成)

広島県木連　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

本方針書は（一社）広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品等の取扱に当って適用する。

※代表者以外を任命してください。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、役職　〇〇〇（ 氏 名 ）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・製材品等の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・製材品等の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・製材品等の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

　・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

　・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

　・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

　・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

(書類管理)

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　８　申請時には数字を削除してください**

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書　(例)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (林業のGHG事業者は別紙８で作成)

広島県木連　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

本方針書は（一社）広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木の取扱に当って適用する。

※代表者以外を任命してください。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、役職　〇〇〇（ 氏 名 ）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入手に当っては、伐採届けなどにより証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・原木の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

　・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

　・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

　・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

　・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

(書類管理)

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　９　申請時には数字を削除してください**

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書　(例)

(市場のGHG事業者は別紙４で作成)

広島県木市場　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

本方針書は（一社）広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当市場において、原木及び当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

※代表者以外を任命してください。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、役職　〇〇〇（ 氏 名 ）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木等の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木及び製材品の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・原木及び製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

　・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

　・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

　・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

　・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

(書類管理)

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　１０　申請時には数字を削除してください**

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書　(例)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(チップ業のGHG事業者は別紙１０で作成)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇チップ株式会社

令和〇〇年〇月〇日作成

　本方針書は（一社）広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

　　　（注：下線については該当するもののみを記載すること。）

(適応範囲)

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

※代表者以外を任命してください。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、役職　〇〇〇（ 氏 名 ）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木又は製材端材の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木又は製材端材の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・チップ加工に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップの出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

・チップの保管に当っては、証明材を原料として製造したチップと、それ以外の木材を原料として製造したチップが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

　・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

　・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

　・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

　・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

(書類管理)

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【別記３】　証明書の様式〈伐採段階における証明書〉

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**○木材・木製品の合法性・持続可能性証明書**

**○間伐材チップの確認証明書**

**○発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書**

**○発電用チップに係**

**る一般木質バイオマス証明書**

（注○印：証明するもののみを記載すること。以下、同じ）

　様

（　販　売　先　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 認定番号：

　下記の物件は、

○持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみ

○間伐材のみ

○間伐材等由来の木質バイオマスのみ

○一般木質バイオマスのみ

を原材料としており、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等

２　物件（森林）所在地

３　樹 種

４ 数　量

５　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

　　　□林地残材等

　　　□その他伐採木

（２）原料輸送区分

ラック最大積載量：□１ｔ車以上　□２ｔ車以上　□４ｔ車以上

　□10ｔ車以上　□20ｔ車以上

輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

　　　　　　　□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

* 伐採及び伐採後の造林届出書等関連書類の写しを添付

GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10Km単位（切り上げ）の情報

を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「70Km」）が可能

　　内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ）と集荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「復路のみ」を追加記載する。

　　その他GHG関連の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除）が可能。

(注)

①　本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

②　上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。

1. 商取引上の単位　(㎥　、本、㎏、枚など)　にて記述して下さい。

【別記３】　証明書の様式〈加工・流通段階からの証明書〉

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**○木材・木製品の合法性・持続可能性証明書**

**○間伐材チップの確認証明書**

**○発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書**

**○発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書**

（注○印：証明するもののみを記載すること。以下、同じ）

　様

（　販　売　先　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 認定番号：

　下記の物件は、

○持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみ

○間伐材のみ

○間伐材等由来の木質バイオマスのみ

○一般木質バイオマスのみ

を原材料としており、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１　樹　　　 種 ：

２　品　目　(注③)　：

３ 数　量　(注④)　：

４　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（２）加工区分

　　□チップ加工

　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（３）製品輸送区分

トラック最大積載量：□１ｔ車以上　□２ｔ車以上　□４ｔ車以上

　□10ｔ車以上　□20ｔ車以上

輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下

　　　　　　　□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

* GHG関連情報（３）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10Km単位（切り上げ）の情報

を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「70Km」）が可能

　　内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ）と集荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「復路のみ」を追加記載する。

　　その他GHG関連の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除）が可能。

(注)

①　本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

②　上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。

③　丸太、製材、合板、集製材等を記述して下さい。

④　商取引上の単位　(㎥　、本、㎏、枚など)　にて記述して下さい。

【別記４】　取扱実績報告

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　広島県木材組合連合会　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：

事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

団体認定番号：

**○合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告**

**○間伐材の証明された取扱実績報告**

**○間伐材等由来の木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告**

**○一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告**

（注○印：報告するもののみを記載すること。以下、同じ）

　「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八」により、下記のとおり取扱実績を報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．期　　間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日 | 備　考 |
| ２．木材の取扱量(総数) | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  製品入荷量　　　　　　　　　㎥  製材品出荷量　　　　　　　　㎥  チップ出荷量　　　　　　　　㎥ |  |
| ３．上記2のうち合法木材であると  証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  製品入荷量　　　　　　　　　㎥  製材品出荷量　　　　　　　　㎥  チップ出荷量　　　　　　　　㎥ |  |
| ４．上記2のうち間伐材（チップ）  であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  原木（原料）出荷量　　　　　㎥  チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |
| ５．上記2のうち間伐材等由来のバイ  オマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  原木（原料）出荷量　　　　　㎥  チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  原木（原料）出荷量　　　　　㎥  チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |
| ６．上記2のうち一般木質バイオマス  であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  原木（原料）出荷量　　　　　㎥  チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥  原木（原料）出荷量　　　　　㎥  チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |

備　考： (注)

　①　上記○合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。

②　原木 (原料) 入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。